

第1回仙台都市圏総合都市交通協議会

【資料1-1】

仙台都市圏総合都市交通協議会規約（案）について

令和8年7月22日

仙台都市圏総合都市交通協議会規約（案）について

■仙台都市圏総合都市交通協議会規約（案） ※全文は別紙

第1条（名称）

本会は、「仙台都市圏総合都市交通協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第2条（目的）

協議会は、仙台都市圏（以下「都市圏」という。）における望ましい交通のあるべき姿を目指して、関係機関相互により総合的な都市交通に関する検討及び協議を行うことを目的とする。

第3条（協議事項）

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討及び協議する。

- （１）都市圏における交通の実態把握に関する調査及び分析
- （２）都市圏における交通の予測及び評価
- （３）都市圏における都市交通施策の評価、検証及び提案
- （４）その他前条の目的を達成するために必要な事項

第4条（組織）

協議会に幹事会及び技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）を置く。

第5条（協議会）

第6条（幹事会）

第7条（技術WG）

第8条（会議の公開）

協議会は、原則として公開とする。ただし、議事内容に個人情報や法人の正当な権利利益を害するおそれのある情報等が含まれる場合又は会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合は、協議会に諮り会議の全部または一部を非公開とすることができる。

第9条（設置期限）

協議会の設置期限は、令和12年3月31日までとする。

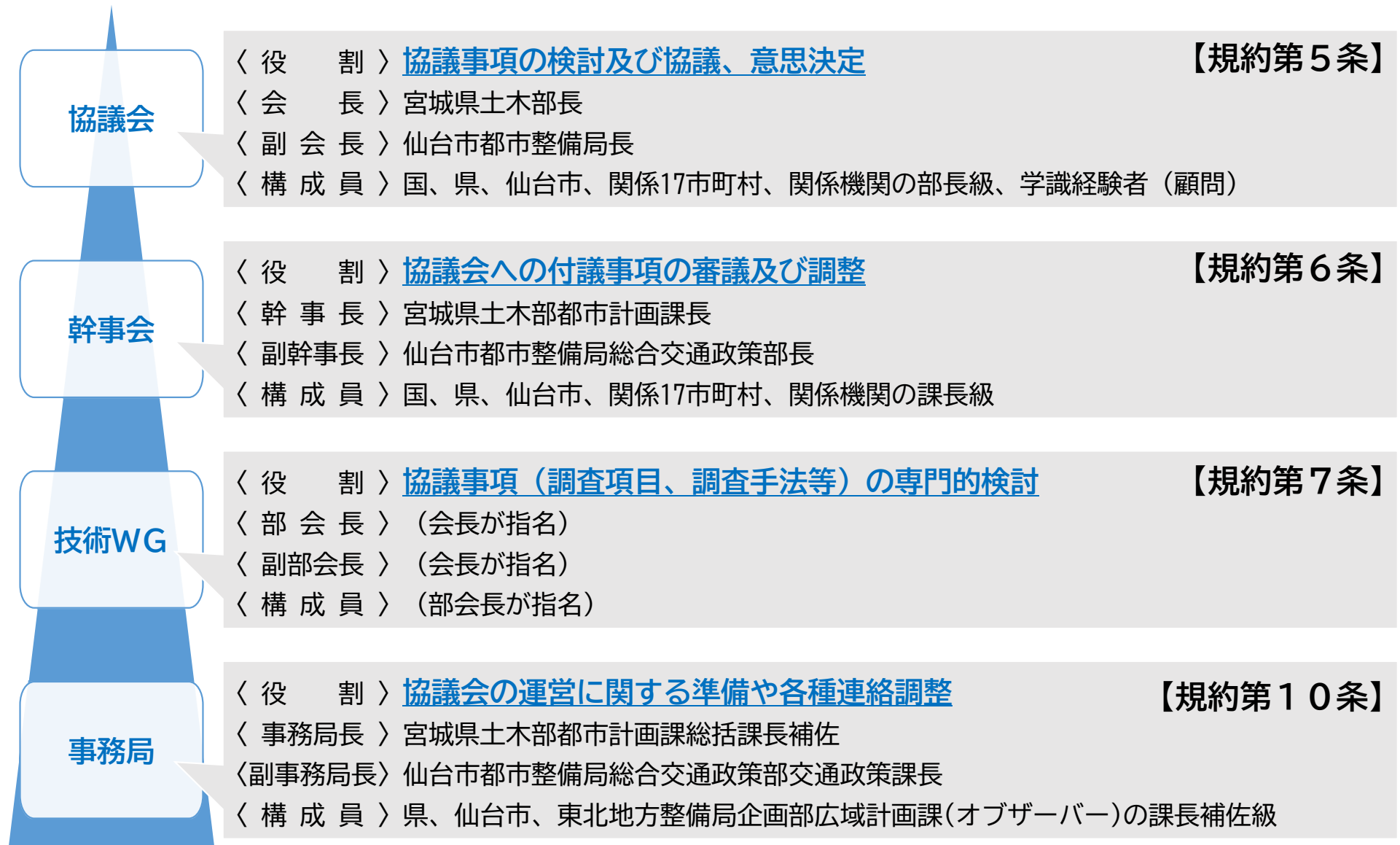
第10条（事務局）

第11条（総則）

この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

協議会の体制（案）について

■仙台都市圏総合都市交通協議会の体制（案）



仙台都市圏総合都市交通協議会 構成員（案）

	所属	協議会	幹事会	技術WG	事務局
学識 経験者	東京大学	原田 昇 名誉教授（顧問）	－		－
	東北芸術工科大学	吉田 朗 教授（顧問）	－		－
	東北工業大学	泊 尚志 准教授（顧問）	－		－
国	東北地方整備局	企画部長	広域計画課長		課長補佐 （オブザーバー）
		道路部長	道路計画第二課長		－
		仙台河川国道事務所長	調査課長		－
	東北運輸局	交通政策部長	交通企画課長		－
関係 機関	東日本高速道路株式会社東北支社	管理事業部長	総合企画部総合企画課長		－
	東日本旅客鉄道株式会社仙台事業本部	総務部経営戦略ユニット 企画部長	総務部経営戦略ユニット 企画課長		－
	宮城交通株式会社	取締役営業本部長	営業部統括兼企画課長		－
	一般社団法人東北経済連合会	常務理事事務局長	食・観光部長		－
	仙台商工会議所	専務理事	地域づくり推進グループ課長		－
県	宮城県	企画部長	地域交通政策課長		－
		土木部長（会長）	道路課長		－
	宮城県警察本部	交通部長	都市計画課長（幹事長）		総括課長補佐（事務局長）
仙台市	仙台市	都市整備局長（副会長）	総合交通政策部長 （副幹事長）		交通政策課長 （副事務局長）
	仙台市交通局	交通事業管理者	総務部長		－
関係 市町村	塩竈市	産業建設部長	まちづくり・建築課長		－
	名取市	建設部長	都市計画課長		－
	多賀城市	都市産業部長	都市計画課長		－
	岩沼市	建設部長	都市計画課長		－
	富谷市	建設部長	都市計画課長		－
	大河原町	地域整備課長	課長補佐（都市計画担当）		－
	村田町	建設水道課長	参事		－
	柴田町	都市建設課長	技術補佐（都市計画班長）		－
	川崎町	建設課長	技術補佐		－
	亘理町	都市建設課長	都市整備班長		－
	山元町	建設水道課長	都市計画班長		－
	松島町	企画調整課長	次長		－
	七ヶ浜町	建設課長	管理係上席係長		－
	利府町	都市開発部長	都市整備課長		－
	大和町	都市建設課長	副参事		－
	大郷町	まちづくり政策課長	課長補佐		－
	大衡村	都市建設課長	課長補佐		－